

東日本大震災復興特別区域法の改正に伴う ガイドラインの策定(任意交渉)について

現行: 2回の任意交渉(面談)

海外在住

いつも不在

国内遠隔地

↓

決議: 任意交渉は必須ではない

所有者の承諾
訴訟リスク

迅速な
用地取得

実例: 相続人280人超, 県外居住者80名超
相続人250名超, 県外居住者80名超

例えば...

①書面による交渉で足りるものとする

②面談による交渉が容易かつ適切な場合でも、
面談は1回のみで足りるものとする

災害弔慰金の支給・震災関連死の認定の問題

震災関連死は2,916人(25年9月30日時点)

岩手県:417人

宮城県:873人

福島県:1,572人
※関連死>直接死

問題点1【不平等】
認定基準がバラバラ
認定率にも大きな差
(特に県に委託された分)

問題点2【周知不足】
6ヶ月以上後に亡くなった
方の件の申請自体が著しく
少ない(特に宮城県)

判例準拠と長岡基準を鵜呑
みした「差」が大きな原因

悪影響

【判例の基準】

震災がなければ「その時期に未だ死亡という結果が生じていないと認められる以上は」関連死(大阪高裁判決・最高裁も維持)

【震災と死亡までの期間】

全く問題にしていない

【通称：長岡基準】

新潟中越沖地震のときの運用

- ・災害規模も種類も全く異なる
- ・左の判例を十分考慮していない

【震災と死亡までの期間】

6ヶ月以上は関連死でないと推定

【事案が多種多様→基準づくり困難】それならば、
国が関連死の認定例を調査・共有・公表すべき

審査の目安となり、
自治体間、審査会
間の不均衡是正

申請の目安になる
ので遺族が申請を
検討しやすい

事例から関連死の
原因と対策を調査
→関連死増加防止
→将来の防災対策